

3 高土政第831号
令和3年12月14日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

副 知 事

「指名業者選定等に関する苦情処理について」の一部改正について（通知）

このことについて、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年10月28日付け2高情政第749号総務部長通知）に基づき押印の見直しを行い、指名業者選定等に関する苦情処理について（平成13年3月23日付け12監第3669号副知事通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- （1）押印の見直しに伴い、押印を不要とする様式を改正しました。
- （2）現在取扱いを行っていない公募型指名競争入札に関する規定を削除しました。

2 施行日

この改正は、令和4年1月1日から施行します。

指名業者選定等に関する苦情処理について（通知）

平成 13 年 3 月 23 日 12 監第 3669 号
各部局長、議会事務局長、企業局長、病院局長、
教育長、警察本部長あて副知事

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）の適正化指針において、入札及び契約の事務手続きの透明性を確保し、公正な競争を促進するため、入札及び契約の過程に関する苦情処理を行うことが求められています。

この度、入札参加者の指名選定等に関する苦情に対応するための「指名業者選定等に関する苦情処理要領」を下記のとおり定めましたので、通知します。

なお、この要領は、閲覧等において閲覧又は提供ができるようにしてください。

記

指名業者選定等に関する苦情処理要領

第 1 苦情処理の対象

- 1 苦情申立て及び苦情処理の対象は、請負対象金額が 250 万円を超える建設工事の発注に関するもので、一般競争入札参加資格の有無及び指名競争入札の指名業者の選定並びに工事費内訳書の不備等に関することとする。
- 2 苦情申立てができる者は、対象工事に相応する業種について高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であることを要件とする。
なお、一般競争入札においては、対象工事の入札参加申請等を行った者のみとする。
- 3 苦情の処理は、文書により提出されたものについてのみ行い、口頭等によるものは行わない。

第 2 苦情処理の事務手続き

1 一般競争入札

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者で入札参加資格がないと認められた者又は工事費内訳書の不備等により失格とされた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（県の閉庁日を除く。以下の申立期間及び回答期限について同じ。）以内に、別紙 1 の「非指名理由等説明要求書」により、入札参加資格がないと認めた理由等の説明を求められることができることとする。
- (2) 別紙 1 の提出先は、入札参加資格等の確認を行った課室とする。
- (3) 別紙 1 を受理した課室の長は、当該申立ての内容を検討し、これを受理した日の翌日から起算して 5 日以内に、文書で回答することとする。

2 指名競争入札

- (1) 指名競争入札に関しては、入札の翌日から起算して 10 日以内に別紙 1 により、指名されなかった理由又は工事費内訳書の不備等により失格とされた理由の説明を求められることができることとする。
- (2) 別紙 1 の提出先は、指名業者の選定等を行った課室又は出先機関とする。

(3) 別紙1を受理した課室又は出先機関の長は、申立て内容を検討し、原則として受理日の翌日から起算して10日以内に、文書で回答することとする。

なお、苦情件数が多数重なるなど10日以内の回答が困難となった場合は、可能な限り早期に回答するよう努めること。

3 上記各項の別紙1の内容が、次のアからウまでの事項に該当するときは、理由を明らかにして却下することができる。

ア 期限に遅れて提出された場合

イ 第1の対象範囲に該当しない申立ての場合

ウ 記載内容に不備がある場合

第3 再苦情処理

1 第2各項の(3)による回答に対して、なお不服のある者は、当該説明を受けた日の翌日から起算して7日以内に知事に対し、再度苦情の申立てを行うことができることとする。

2 再度の苦情申立ては、別紙2の「再苦情申立書」により行うものとし提出先は第2の回答を行った部署とする。

3 再度の苦情申立てがなされたときは、高知県入札・契約監視委員会（事務局：土木部土木政策課（契約担当））において審査を行い、審査結果を知事に通知する。

4 知事は、審査結果を踏まえ、再苦情を申立てた者に対して、文書により回答することとする。

第4 苦情処理の概要の公表

第2又は第3により苦情を申立てた者の名称、苦情内容及び処理結果の概要は、別紙3により、第2の担当部署において閲覧に供する。ただし、苦情を申立てた者が公表に同意しないときは、この限りでない。

第5 その他

WTO政府調達協定の適用を受ける工事は、「高知県政府調達に係る苦情の処理手続要領」（平成8年9月2日高知県告示第584号）による取扱いを行うものとする。

第6 施行時期

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

別紙1

非指名等理由説明要求書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

下記の工事の入札参加について、指名されなかった（入札参加資格が無いと認めた）又は工事費内訳書に不備等があったとした理由の説明を求めます。

発注機関名	
工事名及び 工事番号	工事（ 第 号）
説明を求める 理由	
その根拠 となる事項	
説明要求内容 の公表の可否	1 商号又は名称等の公表について <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。 2 要求内容の公表について <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。 (※いずれかに☑を付ける)

別紙2

再 苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

高知県知事

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

下記の工事の入札参加について、指名されなかった（入札参加資格が無いと認めた）又は工事費内訳書に不備等があったとした理由に不服がありますので、再度説明を求めます。

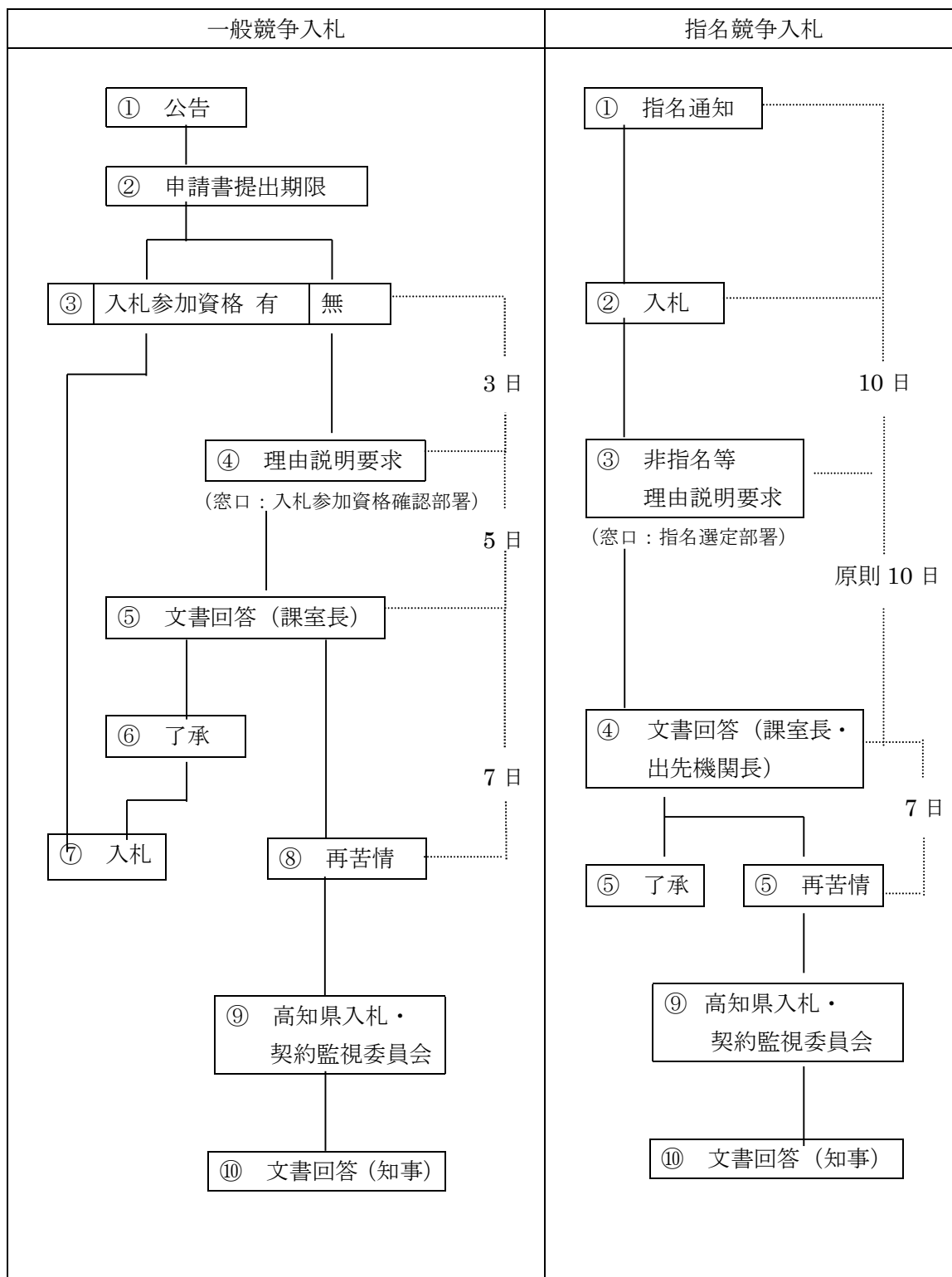
発注機関名	
工事名及び 工事番号	工事（ 第 号）
不服のある 事項	
不服の根拠 となる事項	
申立内容の 公表の可否	1 商号又は名称等の公表について <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。 2 要求内容の公表について <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。 (※いずれかに \checkmark を付ける)

別紙3

苦 情 対 応 結 果 書

発注機関名	
工事名及び 工事番号	工事（ 第 号）
苦情申立者 の住所、 商号又は名称	
苦情内容	
対応結果	

苦情処理のフロー（参考）



※申立期間及び回答期限の日数は、県の閉庁日を除く。

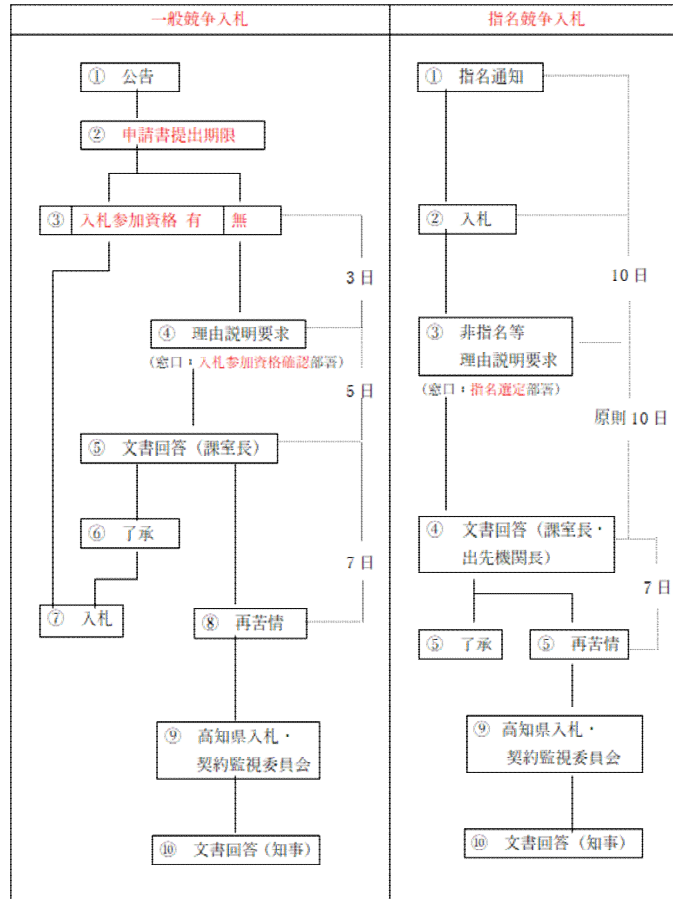
指名業者選定等に関する苦情処理について 新旧対照表（様式は省略）

新	旧
<p>指名業者選定等に関する苦情処理要領</p> <p>第1 苦情処理の対象</p> <p>1 苦情申立て及び苦情処理の対象は、請負対象金額が250万円を超える建設工事の発注に関するもので、一般競争入札参加資格の有無及び<u>指名競争入札</u>の指名業者の選定並びに工事費内訳書の不備等に関することとする。</p> <p>2 苦情申立てができる者は、対象工事に相応する業種について高知県建設工事<u>競争入札</u>参加資格を有する者であることを要件とする。</p> <p>なお、<u>一般競争入札</u>においては、対象工事の入札参加申請等を行った者のみとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 苦情処理の事務手続き</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2</u> 指名競争入札 (略)</p> <p><u>3</u> 上記各項の別紙1の内容が、次のアからウまでの事項に該当するときは、理由を明らかにして却下することができる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 施行時期</p> <p>この要領は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>指名業者選定等に関する苦情処理要領</p> <p>第1 苦情処理の対象</p> <p>1 苦情申立て及び苦情処理の対象は、請負対象金額が250万円を超える建設工事の発注に関するもので、一般競争入札参加資格の有無及び<u>指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。）</u>の指名業者の選定並びに工事費内訳書の不備等に関することとする。</p> <p>2 苦情申立てができる者は、対象工事に相応する業種について高知県建設工事<u>一般競争（指名競争）入札</u>参加資格を有する者であることを要件とする。</p> <p>なお、<u>一般競争入札及び公募型指名競争入札</u>においては、対象工事の入札参加申請等を行った者のみとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 苦情処理の事務手続き</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 公募型指名競争入札</u></p> <p><u>(1) 公募型指名競争入札の入札参加申請書を提出した者で非指名通知を受けた者又は工事費内訳書の不備等により失格とされた者は、同通知の翌日から起算して3日以内に別紙1により、非指名理由等の説明を求めることができることとする。</u></p> <p><u>(2) 別紙1の提出先は、指名業者選定等を行った課室とする。</u></p> <p><u>(3) 回答方法は、1の(3)に準じる。</u></p> <p><u>3</u> 指名競争入札 (略)</p> <p><u>4</u> 上記各項の別紙1の内容が、次のアからウまでの事項に該当するときは、理由を明らかにして却下することができる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 施行時期</p> <p>この要領は、平成13年4月1日から施行する。</p>

新

この要領は、平成29年4月1日から施行する。
 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年1月1日から施行する。

苦情処理のフロー（参考）

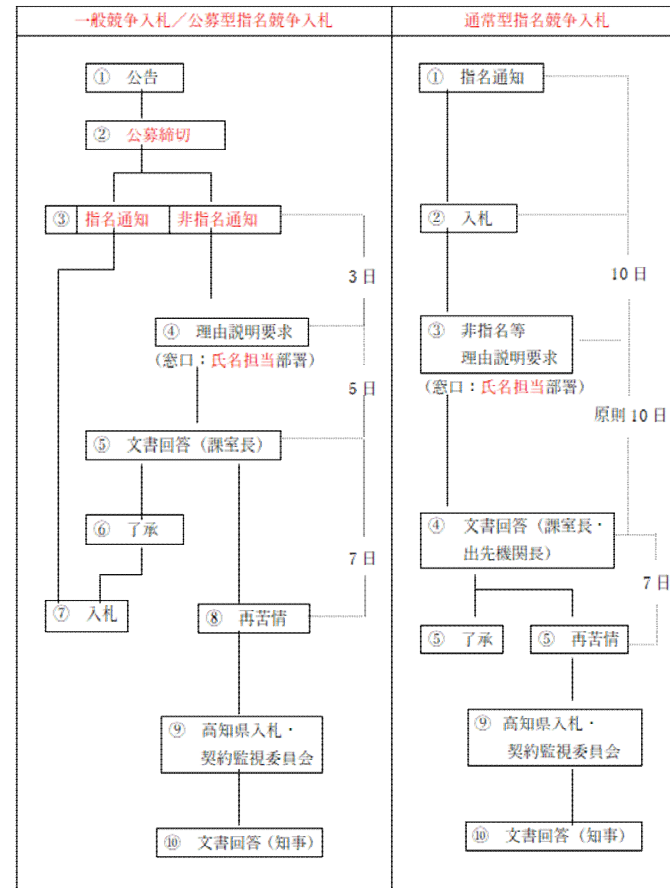


※申立期間及び回答期限の日数は、県の閉庁日を除く。

旧

この要領は、平成29年4月1日から施行する。
 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

苦情処理のフロー（参考）



※申立期間及び回答期限の日数は、県の閉庁日を除く。